

第 44 回 企業活性化研究分科会・議事録

<第 44 回 2011 年 11 月 26 日 (土) 時間: 13:30~17:00 於: 専修大学 (神田校舎) >

参加者: 井端、大野、木村、小林、齋藤、柴山、杉本、高市、星野、山本、渡邊 (11 名)

1. テーマ (1): 『“Learning the wrong lessons from history: Underestimating strategic change in business turnarounds” by Andrew M. Wild』 についての翻訳および検討

- ・報告者: 杉本敦彦
- ・配布資料: 8 枚

2. テーマ (2): 「ROE の見方について」

- ・報告者: 山本洋信
- ・配布資料: 4 枚

3. テーマ (3): 「東日本大震災における経営リスクの拡散・連鎖」

- ・報告者: 高市幸男
- ・配布資料: 3 枚

4. テーマ (4): 「30/10 の法則について」

- ・報告者: 井端和男
- ・配布資料: 4 枚
- ・報告内容の要旨

本報告は、30/10 の法則について詳述したものである。そもそもリスクは予測不能であるが、報告者は債権者の立場では、リスクは資産に比例すると仮定し、企業が計上する損失をリスク損失と異常損の 2 つに捉えている。まずリスク損失は 1 年間に期首資産合計額の 20% を超える当期純損失の計上、または当期純損失が連続発生した累計額の絶対値が資産合計額の 30% を超えるものとし、次に異常損は赤字が 5 年以上続いてもお黒字化の見通しが立たない会社の損失、粉飾の吐き出し損失等と考えている。2 つのリスクの考えをもとにリスク損失の実態分析と安全性評価のためのリスク推定法を検討した。

まず、リスク損失の実態分析では 2 つの考えをもとに以前に粉飾した企業の事例を取り上げ、リスク損失を考察している。この理論に基づけば、リスク損失は 3 年間税引前当期純損失と 3 年間特別利益の合計額であり、リスク損失率はリスク損失額を期末総資産と 3 年間特別利益の合計額で割ることで求めることができると結論づけている。次に、自己資本比率による安全性の評価では自己資本比率が 30% 以上から安全領域、10% 未満であれば危険領域と考えている。最後にリスク推定法は、リスク資産 (現金預金などを除く資産) の 40%、またはリスク資産増加額の 4 年間累計額のいずれか多い方で計算しリスク推定を行う。この理論をもとに事例分析では、改訂自己資本比率を計算し、安全性評価のためのリスク推定法の有効性を考察している。

(文責: 柴山祥明)